

平成 26 年 6 月 26 日

日本司法支援センター
理事長 宮崎 誠 殿

日本司法支援センター

監事 藤 原 藤



監事 山 下 泰 子



平成 25 年度監事監査の結果について

総合法律支援法（平成 16 年法律第 74 号）第 23 条第 3 項及び監事監査規程（日本司法支援センター平成 18 年規程第 11 号）第 4 条に基づき実施した平成 25 年度監事監査について、同規程第 10 条第 1 項の規定により監査結果報告書を作成したので、別紙のとおり提出します。

別紙

平成 25 年度監事監査結果報告書

第 1 監査の種類

総合法律支援法（平成 16 年法律第 74 号）第 23 条第 3 項及び監事監査規程（日本司法支援センター平成 18 年規程第 11 号）第 4 条に基づく定期監査

第 2 監査の対象

日本司法支援センターにおける業務の運営・執行状況及び会計処理状況

第 3 監査対象期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

第 4 監査項目

- 1 関係法令及び業務方法書その他諸規程等の遵守状況
- 2 中期計画及び年度計画の実施状況
- 3 組織の管理及び制度全般の運営状況
- 4 業務運営の効率化の状況
- 5 財務諸表及び決算報告書の適否
- 6 資産の取得、管理及び処分の状況
- 7 その他業務に関する重要な事項

第 5 監査の結果

- (1) 会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認める。
- (2) 執行部会への定期的な出席、監事監査規程第 11 条に基づき監事に回付される各種文書（会計監査人作成の監査報告書、内部監査規程第 8 条に基く監査報告書等を含む。）の点検、本部並びに地方事務所等の職員からの説明聴取等の方法により、第 4 記載の監査項目について、監査を実施した結果、いずれの点についてもおおむね問題はなく、業務の運営・執行は適正かつ効率的に、また、会計処理は適正に行われていると認める。

第 6 要望事項

1 認知度の更なる向上

毎年実施されている法テラスの認知度調査の結果によれば、認知度は次第に向上し、平成25年度は50%に近づいてきたが、これは、「名前だけは聞いたことがあるような気がする」という回答を含めたものであり、「業務内容はある程度知っている」という回答は、11%程度にとどまっている。

法テラスは、「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現すること」を指すものである（総合法律支援法第2条）ことに鑑みると、法テラスの認知度は、残念ながら、まだまだ低すぎるものであると言わざるを得ない。

法テラスの名前だけでなく、その業務内容が知られていなければ、法テラスが行っている法的サービスの利用に結びつかないものであることを考えると、法テラスの業務内容をもっと広く国民に知ってもらうべく、将来的には、認知度調査における「業務内容はある程度知っている」の回答が、せめて50%を超えるものになるよう、本部及び地方事務所が工夫を凝らし、これまで以上に効果的な広報活動に取り組むことが望まれる。

2 代理援助案件の事件管理の徹底

代理援助案件についての法テラスの事件管理については、受任者から適宜、着手報告書、進行状況に関する報告書及び終結報告書の提出を受けるべきことが業務方法書で定められているが、着手報告書については、援助開始決定後、長く提出されていない事例が少なくないほか、援助開始決定後、当該案件が終結したか否かが不明のまま、何年もの長期にわたり未終結の形になっている事例も少なくないことが認められる。

着手報告書提出の督促については、平成25年9月に、督促要領が通知されたが、この通知は、基本的には同月以降に援助開始決定がなされた新規案件の着手報告書の督促に限ったものであり、それ以前から着手報告書未提出となっている案件に対する対応方針を示すものではない。

また、長期未終結案件の処理については、平成23年11月及び同24年9月に処理要領が発出され、督促に応じた終結報告書の提出や終結決定により、かなりの成果を上げているようであるが、なお、多数の長期未終結案件が残存しており、終結報告書未提出の受

任者が多数にのぼることが認められる。

法テラスは、代理援助契約の契約当事者として、また、被援助者の利益保護のためにも、代理援助案件の進行状況を適切に把握・管理して行くべき立場にあるのであり、そのために、業務方法書において、受任者から、着手報告書及び終結報告書の提出を受けるべきこと、そして、必要な場合に進行状況に関する報告書の提出を受けるべきことが定められているのであるから、正当な理由なく、これらの報告書を長期にわたり提出しない受任者に対しては、しかるべき対応をすることを含め、すべての事件の進行状況について適切に把握・管理できるように徹底することが望まれる。

3 立替金償還の確保

法テラスの業務開始以降、各年度中に発生した立替金の累積償還率（免除・みなし消滅を除く。）は、例えば、平成18年度に発生した立替金については、同24年度末現在の累積償還率は80数パーセントであり、これを十分に高いと見るか、まだ低いと見るか、見解の分かれるところであるが、この累積償還率を地方事務所別に見ると、地方間に相当のバラツキが認められる。

法テラス以前の立替金を含めた償還率については、地方間の差がさらに大きい。

立替金を償還するべきことについては、代理援助開始に当たって、法テラスの職員が被援助者に直接説明を行っている地方とこれを受任者に任せている地方があるなど、地方によって、被援助者に対する立替金償還の意識付けのための取り組みに差があり、また、償還遅滞に陥った案件に対する対応についても、地方間に差があるように考えられる。

立替金償還の遅滞については、本部が中心となって督促等を強化し、かなりの成果を上げているところであるが、立替金の償還・管理については、被援助者と直接に接触する立場にある地方事務所の果たす役割も大きいと考えられるので、地方間の取り組みの格差を解消することによって立替金の償還率をさらに向上させるための方策を検討することが望まれる。

以上